

回				
覧				

2014 年度春闘要求書を提出しました。

拡大窓口交渉報告

3月19日に「機構改革に向けた人事評価制度の見直しについて」改めての説明があった。本件については、すでにあゆみ速報 No.4292(65-26)で報告したように、1月16日に説明があり、労組の意見を述べたのだが、3月11日に再度説明があった時点では、何の修正もない、全く変更のない内容が繰り返され、窓口交渉が全然、機能しなかった。さすがに19日は、エリア勤務制度を申請して認定された場合の昇給半減措置が撤回されるなどの若干の手直しが説明されたが、その他に変更はなかった。労組は、6級で準管理職手当を受給している組合員にいわゆる時間外労働手当で、残業代を支給するよう要求し、機構の説明に対する労組の回答は今後の団体交渉で行う旨表明した。一方、昨年12月に労組が提出した差別処遇是正の要求書については、1月23日に委員長自らが趣旨説明した後、「要求書に記載されているような差別処遇の事実は確認できない」として、誠意のある真摯な対応がなく実質的な交渉はなにもないままである。差別処遇是正は機構が改革に向かっている今こそ行われるべきもので、差別処遇是正なくして人心を一新する必要のある改革が成功するとは到底考えられない。そうでなければ、「もんじゅ」で従来から実施されてきて、なにも効果を発揮しなかった

「抜本的改革」となんら変わらない改革にしかならない。労組が要求している差別処遇是正の要求はまさに機構改革に向けた人心の一新を迫るものであり、現在、機構が進めようとしている人事制度の見直しと合わせて団体交渉を行うことを要求する。

給与の大幅削減特例措置を直ちにやめろ !!!

本給の賃上げは、春闘アンケート調査の結果を参考に、25,000円以上としました。民間では久しぶりのベースアップで湧いていますが、機構は依然として臨時特例措置による本給削減をやめようとはしません。この1月から退職金削減措置が労組の反対にもかかわらず、実施されました。春闘アンケート調査の結果では、生活実態として「やりくりが大変」、「非常に苦しい」とした組合員が昨年に比べて6ポイントも増えています。4月から消費税が8%に引き上げられ、組合員の生活は益々苦しくなりそうです。

機構改革が進められている中、機構は、昨年の暮れに原研労組が提出した差別処遇是正要求に真摯に答えようとしていません。さらに、職員の士気が下がるような人事評価制度の見直しをしようとしています。

民間が若干好調でも私達は自分たちの運動で労働条件の改善を求めていかなければなりません。今こそ要求を勝ち取るために団結する時です。皆さん、原研労に集結してください。

2014 年度賃金・労働条件改善要求書の一部抜粋

今回の要求書で2013年度の要求を変更した部分について以下に示します。

I. 賃金の大幅引き上げと格差是正について

1. 本給について
 - (2) 給与削減措置をやめた上で、本給を平均25,000円以上引き上げること。
2. 人事評価制度等について
 - (1) 人事評価制度は、過去の交渉経緯及び実施状況を検証し、改善すべき事項などについて説明し、研究開発機関にふさわしい人事評価制度となるよう、労働組合と誠意ある交渉を行うこと。機構の提案する人事評価制度の見直しは、職員の士気を下げるものなので、直ちに改めること。

- (2) モデル賃金を明示し、それに沿って、過去の人事考課等による不利益を解消すること。特に、旧サイクル機構において不当な差別により低い賃金を強いられてきた職員の賃金を標準ラインに格付けすること。2013年12月に提出した差別是正要求書について真摯に対応し、要求に基づき早急に差別を是正すること。

II. 諸手当の引き上げと新設について

- (3) 放射線業務手当：現行の放射線業務手当制度は、到底受け入れられないものであり、直ちに撤回すること。放射線業務従事者に対して、責任手当の性格に基づき、別途提出する要求書に従って、支給すること。

III. 時間短縮・休日増及び健康管理等について

- (2) 年次有給休暇を25日とし、繰り越し枠を40日まで拡大すること。
(3) 夏期休暇を7日とし、就業規定に明記すること。
(17) 長期勤続者（10年、20年、30年、40年）に10日間のリフレッシュ休暇を付与すること。これを臨時職員にも適用すること。

V. 定年延長・継続雇用制度・再就職について

- (2) ②継続雇用者の待遇は、本給は最低、月額380,000円とし、一時金、諸手当は職員と同等とすること。また、病気欠勤、休職等の諸労働条件は職員に準ずること。
(3) 退職金に乗じる調整率を撤廃すること。また、臨時職員の退職金制度を新設すること。
(4) 退職準備の有給休暇を30日付与すること。
(6) 常勤職員の定年延長、または再雇用制度について早急に提案すること。

VI. 交替勤務等について

- (2) 3 交替勤務者及び点検勤務者の住宅費は無料とすること。

VII. 機構のあり方と研究環境の整備について

- (2) 研究者が研究活動に没頭できるような研究環境を造りあげることが、創造性あふれる研究機関にしていくための第一歩であり、国民に支持された原子力開発を進める上で重要な課題であると位置づけ、このための必要な施策をとること。特に十分なスペースの確保、煩雑な事務手続きの簡素化、海外研究者等の受け入れ体制の整備等を進め、本来の研究業務に専念できる環境を実現すること。また、現在、行われている、額に関わらず研究者・技術者に2社以上の合い見積もりを取らせるなどということは止めること。

IX. その他

- (6) 給与振込等に関する制限を緩和するとともに、一部現金受給、口座数増等の改善を行うこと。

機構のイントラに「原子力機構改革」が掲載されました。平成26年2月末の「機構改革進捗状況」を見ることができますが、見づらく、分かりにくいものです。今後、内容の刷新と分かりやすい情報の提供を期待します。